

公の施設の使用料改定（案）に対するパブリックコメント結果

- 意見募集期間 令和7年9月1日（月）～令和7年9月30日（火）
- 意見数 1件
- 意見の提出方法 郵便（0）、ファクシミリ（0）、電子メール（1）、書面（0）
- 意見の概要と町の考え方

No.	意見の概要	町の考え方
1	近年の各市町村の状況も勘案されているとは思いますが、あと10年もしたら那珂川町の人口も1万人になってしまおうと考えています。11月には新町長が誕生することですし、このような小さな自治体で少額の改正をしても、町の全体の歳入予算にかかわるような問題にはならないと思います。少しでも地域の皆さんに施設を多く利用していただくためにも、このような少額の改正は、現在のところ必要ないのではないかと考えます。	公の施設の使用料については、定期的な見直しを行うことが望ましいことから、今回、長期間見直しがされていない施設を対象に実施しています。また、新たな統一的な基準を設けることで、受益者が負担する経費の範囲及び受益者と利用しない人も含めた税金（公費）での負担割合を定めることで、受益者負担の適正化を図ることとします。併せて施設の効率的な管理運営や業務の見直しなどにより経費削減と利用率の向上を図ることとします。

■意見により案を修正した内容

修正した内容はありません。